

民間資金等活用事業推進委員会議事規則第 4 条及び第 6 条の規定に基づき
総合部会に出席を求める者の名簿

赤羽 貴 アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士
伊藤 信 総務省自治行政局地域自立応援課地域振興室長
岩本 健吾 文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課長
江口 直明 東京青山・青木・狛法律事務所弁護士
名執 雅子 法務省矯正局矯正調査官
吉田 弘 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室長

参考 民間資金等活用事業推進委員会議事規則(抄)

(意見の開陳等)

第 4 条 委員長は、必要と認める者に対して、委員会への出席を求め、その説明又は意見の開陳を求めることができる。

(部会)

第 6 条 第 1 条、第 2 条、第 4 条及び前条の規定は部会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「部会長」と、「第 2 条第 3 項」とあるのは「第 4 条第 4 項」と読み替えるものとする。